



日本キリスト教連合会 委員長

石橋 秀雄 (日本基督教団総会議長)

## 信仰の純化の歴史につながって

2017年11月23日、カトリック浦上教会で開催された日本福音ルーテル教会・日本カトリック司教協議会共同主催の宗教改革500周年共同記念礼拝とシンポジウムに、お招きを受けて参加し感動した。

特に橋本勲カトリック中町教会主任司祭の「長崎からの声——苦難の歴史を踏まえて——」のお話しに心揺さぶられた。

信仰が崩される現実の中で「一番搾り」と笑わせながら、不純物を取り除いて純化の歴史を、すなわち福音化の歴史を興味深く話された。

1793年の浦上一番崩れから1867年の浦上四番崩れまで、信仰が崩される現実の中で信仰が純化され、福音化の歴史に具体的につながる私

が仕える越谷教会の歴史がある。  
隠れクリシタンとして信仰を守り続けたが浦上四番崩れでは、お寺での葬儀を拒否しキリスト教信仰を表明したために浦上村から3394名が二十万石以上の大名に配流され、拷問などで662人殉教した。引きずられて行く信仰者は信仰の確信のゆえに明るかったと伝えられている。  
加賀百万石の牢番は配流されて投獄された宣教

師からキリスト教信仰を知り、教えを受け、受洗した。その息子長尾巻は牧師となり、さらに長尾丁郎牧師を育てる。この長尾丁郎牧師は46年間、越谷教会で牧会し、越谷幼稚園を設立する。

崩れによる信仰の純化すなわち福音化は信仰が崩される現実の中で、十字架の福音の力となって牢番を救う。

橋本司祭は福音の純化についてパウロの言葉を指し示す。

「なぜなら、あなたがたの間でイエス・キリスト、それも十字架につけられたキリスト以外、何も知るまいと心に決めていたからです。」(第一コリント二章2節)

「天にあるものも地にあるものも、あらゆるものが、キリストのもとに一つにまとめられることです。」(エフェソ一章10節)

「パウロは見事に福音化をすすめ、ルターも『聖書のみ』と福音の純化をはかった」と橋本神父は語る。

信仰が崩される現実の中で福音の純化が起こり、すべての教会を一つにし、伝道を進め、キリストの平和を実現して行く力となる。

# 報告 研修会って、どんなことをするの？ 紹介します！

## 2018年秋 第43回 法人事務・会計実務研修会

■ 日時 2018年10月10日(水)～12日(金)

■ 会場 富士箱根ランド スコーレプラザホテル



### 法人事務クラス 会計実務クラス

法人事務クラスは、実務経験豊富な3人の講師が担当しました。宗教法人の原理について、また具体的な事例を取り上げて、実践的な学びをしました。

会計実務クラスでは、宗教法人に求められる財務書類、特に決算書の作り方について集中的に学びました。

研修会では、質疑応答の時間もありますので、質問をぜひお持ちください。

日本キリスト教連合会が主催する「法人事務・会計実務研修会」の概略をご紹介します。

昨年10月に恒例の「法人事務・会計実務研修会」が、秋の紅葉シーズンを前にした富士箱根ランド・スコーレプラザで開催されました。

今回は受講者36名、スタッフ11名、合計47名の参加でした。受講コースは、「A 法人事務」「B 会計実務」が設けられ、それぞれ、A コースは、常任委員の久保公平氏と道家紀一氏に加えて松田正子氏（日本基督教団宗教法人係職員）が務めました。B コースは前年に続いて、税理士の長岡淳三氏が担ってくださいました。各派の法人教会の実務を担う信徒や教職の参加者以外に、宗教法人の施設や団体の職員の方々も参加している研修会です。お互いに学び合える反面、各個教会と施設や団体とでは講義に求める内容が必ずしも一致しないという面もあります。講義には工夫が必要と思っています。

昨今、質問で多くなっていることは、残念なことですが、教会や施設・団体の解散についてはです。宗教法人の解散については信徒の方の移籍以外に、財産の処分もあって複雑な手続きが伴います。また、ケースバイケースであることも多く、原則的なことはお話しできますが、その都度個別の対応が必要となります。

もう一つ多くなってきたのが、遺贈の受け方です。これは課税問題が発生しますので、専門的な知識が要ります。長岡淳三税理士を中心に特別講座を毎年設けています。昨年も特別プログラムを組みました。学びだけでなく、最初の夜に全員でアイスブレイクとなる懇親茶話会を持ちました。教団教派を超えた、主にある交わりのひとときです。二日目の午後には箱根の散策や美術館巡り、小田原教会見学会など、日ごとの忙しさを忘れて、リラクゼーションの時間も用意しています。今年の10月には、奮ってご参加ください。

# 参加して とてもよかった



とても学びの多いスケジュールでした。特に  
合同で受けられた会計の講座がとても良かっ  
たです ● 初心者に必要な知識が何であるか分  
かりました ● 法人事務の内容が多く、中身の  
濃いものでした。 ● 今回は法人事務を受講し、  
内容はとても充実して感謝。2日目の小田原  
教会巡りも大変興味深く良かったです ● ゆと  
りのある時間割だったので参加しやすかった  
と思います。Aクラスでしたが、2日目の特

別講義にも参加し教会会計についての基礎を  
学ぶことができて良かったです ● 普段専門的  
に学ぶことが難しい分野を、集中して学ぶこ  
とができて良かったです。また休みの時間も  
多く良かったです ● 自由時間が多く、同室の  
方と良い交わりを持つことができました ● と  
ても勉強になりました。ありがとうございま  
した ● 時間的にも余裕があり、とてもよかつ  
たです ● ゆったりしたりリズムで研修に参加し  
やすかったです ● 初めてプロテストの礼  
拝に参加できて、とてもよかったです ● 教派を超  
えて共に礼拝をできたことは喜びでした ● カ  
トリックのミサも体験させていただいて感謝  
でした ● ゆっくりできて、とてもよかったです

## 2019年 法人事務・会計実務研修会 プログラム紹介(10月23~25日)

- ▶ **第一日目 (10月23日水曜日)**
- 14:30 ~ 開会礼拝・オリエンテーション
  - 15:00 ~ 第1回目の講義(法人・会計別)  
途中に休憩があります  
夕食
  - 17:30 ~ 懇親茶話会／懇親会(自由参加)  
自由時間／自習時間(温泉)
  - 13:00 ~ 交流会(小田原教会巡り、芦ノ湖散策、箱根の美術館見学など)
  - 17:00 ~ 特別講義
  - 20:30 ~ 懇親会(自由参加)  
自由時間／自習時間(温泉)
- ▶ **第二日目 (10月24日木曜日)**
- 7:00 ~ 朝の礼拝  
朝食
  - 9:00 ~ 第2回目の講義(法人・会計別)  
昼食
- ▶ **第三日目 (10月25日金曜日)**
- 7:00 ~ 朝の礼拝  
朝食
  - 9:00 ~ 第3回目の講義(法人・会計別)
  - 11:15 ~ 全体まとめ・質疑応答など
  - 11:45 ~ 閉会礼拝  
昼食・解散

## 神権天皇制と民主的象徴天皇制の狭間で… 平成天皇の生前退位と大嘗祭



かいのう のぶ お  
戒能 信生先生 日本基督教団 千代田教会牧師

昨年講演会で、天皇の生前退位と来たるべき大嘗祭について語っていただきました。いま私たちが理解しておかなければならない問題点を、改めて戒能先生に解説していただきました。

### 1 時間と空間を支配する天皇制は 何処に？

古代の王や権力者は、神に代わってこの世界の空間と時間を支配する権力を誇示しました。しかし二十一世紀の現在、神権天皇制は「擬制」として、古くからの慣習を象徴天皇制に置き換え、なお存続しています。神権天皇制の復活を真剣に求める人々もいます。生前退位の意志表明に対して、日本会議などから猛然と起こった批判の中にそれを伺うことができます。しかもそれは、現在の安倍政権の改憲志向と重なって、無視できない勢力となっています。

つまり、現憲法に基づく戦後民主主義や象徴天皇制と、復古的な神権

天皇制の復活論が、天皇の生前退位をめぐって激しく衝突しているというのが現状です。今や私たちキリスト者は、生前退位の意志表明によって提示された象徴天皇制をどのような評価するかが問われています。

### 2 明仁天皇・美智子皇后の「慰霊の旅」をどう評価するか？

明仁天皇は、その在位中、災害の被災者たちへの見舞い、国内だけでなく、アジアの各地に「慰霊の旅」を続けてきたことが知られています。そこには強い意志を読み取ることができます。彼なりの仕方でのこの国の戦争責任を担おうとして来たのではないかと私は観ます。この国が一貫して戦争責任を曖昧にし、明確な姿勢をとろうとしない中で、象徴天皇として精一杯戦争責任の問題についての姿勢を国民やアジア諸国の人々に示そうとしたのではないかと思います。注意しなければならないことは、象徴天皇制についての明仁天皇の理解が天皇個人の資質に依拠したもので、継承されるのかという点です。

### 3 大嘗祭とは何か

大嘗祭は、まもなく11月23日に行われる新嘗祭を、特に大嘗宮を造営して行われるもので、神道儀式が、「皇室典範」に則って、戦前と変わることなく現在も継続されているのです。これら一連の皇室祭祀に用いられる費用は、皇室予算の「内廷費」から支出されています。現憲法に定められた「政教分離」や、「信教の自由」の原則に抵触します。

明仁天皇は憲法を守り、戦後民主主義の枠の中の象徴天皇制の在り方を模索してきたことは事実でしょう。しかし一方で、皇室は戦前以来変わることなく皇室祭祀を温存してきました。神権天皇制と民主的象徴天皇制の両極のいずれの道にも対応できるようにしてきたのです。そこに大嘗祭の問題があると言えます。私たちキリスト者は、この問題について無関心であることは許されないうでしよう。皇室祭祀問題と正面から向き合う、そこに宗教者としての責任があるのではないのでしょうか。

# 日本宗教連盟 東京都宗教連盟

理念は 信教の自由と政教分離の精神のもと  
他宗教との相互理解と協調をめざす  
宗教の社会的役割を高める諸活動を



## 日本宗教連盟からの報告とお知らせ 常任委員 道家紀一

日本宗教連盟は日本の主要な宗教団体の内、5つの団体が連合した組織である。相互に協力し合って、宗教文化に関する振興事業を行っています。加盟団体は、教派神道連合会、全日本仏教会、新日本宗教団体連合会、神社本庁、日本キリスト教連合会です。

現在取り組んでいることのひとつは日本年金機構が厚生年金未加入の法人へ加入促進の強引な働きかけを行っている事案です。この件についての詳細は6～7頁をご参照ください。近々全国の宗教法人に厚生労働省から「実体に関するアンケート」が実施される予定です。本連合会としても協力する意向です。

もう一つは、宗教の「公益性」の課題です。宗教法人法やその他民法にも、宗教法人が「公益法人である」とは謳われていません。1995年の国会での「宗教法人に関する特別委員会」における文化庁長官の答弁「一般には公益法人と考えている」が唯一の拠所です。憲法で保障されている信教の自由に基づいて活動している宗教団体が、一定の要件を満たしたとき、「宗教法人」と認証されます。そこには、宗教法人が広く一般社会に貢献しているという暗黙の了解があります。この点について、税法上の優遇措置等を含め、各宗教団体に自覚を促していく必要があります。

## 東京都宗教連盟からの報告 常任委員 廣瀬 薫

東京都宗教連盟は、日本キリスト教連合会の他、東京都仏教連合会、東京都神社庁、東京都教派神道連合会、新宗連東京都協議会、日本宗教連合会の計6団体で構成されています。最近の話題を3点ご報告致します。

(1) 毎年恒例の「宗教法人実務研究協議会」が11月29日(木)に開催されました。今回の研修のメインテーマは、宗教法人と固定資産税を巡る諸問題で、東京都主税局資産税課固定資産税課の講師と共に、都宗連参与で日キ連法務顧問でもある櫻井圀郎氏(宗教法および宗教経営研究所所長教授)が講師に立ち、議論が行われました。

(2) 法人格を持つ宗教団体宛に年金事務所から「厚生年金保険・健康保険の加入」を進める書類が送付されている件への宗教界の対応が進められています。小規模の宗教法人への無理解が背景にあると懸念されています。詳しくは、6ページの櫻井氏の記事をご覧ください。

(3) 東京都と連携して、「防災対策連絡会」が設置され、「都内宗教施設における平常時・災害時の受け入れ体制調査」が実施されました。これに基づき、12月7日に「首都防災×宗教施設シンポジウム」が開かれました。従来から意識されている、東京オリンピック開催時の宗教的対応・連携については今後の課題のようです。

# 教会と厚生年金問題

日本キリスト教連合会常任委員会法務顧問 櫻井 圀郎

前回の会報で櫻井圀郎先生に「厚生年金加入問題『労働と聖務』を巡って」と題して、厚労省・日本年金機構による厚生年金加入の問題点を取り上げて執筆していただきました。今回は、問題の核心は何か、それをどう理解したらよいかを解説していただきます。

## ●「厚生年金問題」とは

2014年頃から、全国各地の宗教法人に対して、日本年金機構の各地方年金事務所から、厚生年金への加入手続きを求め督促状が届くようになりました。

その言い分は、(1)「すべての法人が適用事業所であり、厚生年金への加入は法律上の義務である」、(2)「宗教法人も法人である以上、強制加入である」、(3)「厚生年金への加入は強制であり、任意に手続きしないなら、財産を差押える」などという、極めて高圧的なものでした。

中には、公文書にありえない、ローンの取立業者のような、赤字で印字された文書を送りつけられた例もあります。必ずしも法律的な知識が十分ではない牧師・住職・宮司らは、これに怯え、大慌てで年金事務所に駆け込み、言われるままに、書類に記名押印した例も多数に及んでいます。

## ●「厚生年金」とは

「厚生年金」とは、「労働者の老齢・障害・死亡」に保険給付を行い、労働者とその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与する政府管掌の制度です（厚生年金保険法1条・2条）。

その厚生年金の適用事業所は、①「常時5人以上の従業員」を使用する個人の16の事業の事業所、②「常時1人以上の従業員」を使用する法人の事業所、③国・地方公共団体の事業所、④船員が乗り込む船舶、⑤大臣の認可を受けた事業所です（6条）。

また、厚生年金の被保険者は、①適用事業所に使用される70歳未満の者と、②大臣の認可を受けた者です（10条・11条）が、  
a)臨時、b)所在地不定の事業所、c)季節業務、d)臨時的業務、e)短時間労働に使用される者は適用除外です（12条）。

厚生年金は労働者のための制度ですから、厚生年金の適用される者は、当然に、「労働の対償」としての賃金などを受ける「労働者」に限られます。

## ●聖職と労働

「宗教法人」は「宗教団体が礼拝の施設その他の財産を所有し、これを維持運用

……することに資する」ための法人であり（宗教法人法1条）、「宗教団体」とは「宗教の教義をひろめ、儀式行事を行い、及び信者を教化育成すること」（宗教活動）を主たる目的とする団体です（2条）。

日本国憲法で定められた「信教の自由」（20条）により、宗教法人については「聖俗の分離」が重要な原則とされており、国家の法律に基づく宗教法人の事務は「財産管理」など「世俗の事務」に限定されています。

しばしば誤解されているように、「宗教法人とは宗教活動を行う法人」ではなく、「宗教活動を行う宗教団体」の「世俗の事務」を行うのが宗教法人なのです。

教会で言えば、宗教活動は司祭・牧師などの司牧・牧会する教会が行い、その財産管理などを宗教法人が担当しているのです。当然に、教会が宗教法人の上にあるのであって、教会が宗教法人の下にあるものではありません。

法律上も、宗教法人を代表するのは代表役員です（18条）が、代表役員には、「宗教上の機能に対するいかなる支配権もその他の権限も」なく（18条6項）、宗教法人



# 提言

が宗教活動を行うことはできません。

当然、代表役員には、司祭・牧師などを任命・雇用・使用する権限はなく、司祭・牧師などが代表役員の指揮命令下で労働に従事することはありえません。「聖職と労働」の分離です。

## ●厚生年金の非適用

司祭・牧師などやもっぱら宗教活動のために教会に使用されている者は宗教法人に使用されている者ではありませんから、厚生年金の被保険者とはなりません。

ただし、もっぱら世俗の事務を行うために宗教法人に雇用されている事務員などがある場合には、それらの者については厚生年金が適用となります。

この点を看過した厚労省や年金機構の続きは誤っており、小職は、当初からこの点を主張してきましたが、2018年3月1日、厚労省年金局担当官と、日本宗教連盟事務局長、東京都宗教連盟理事長、東京都神社庁庁長との協議の場において、この点を縷々説明し、今後の協議を重ねること及びそれまでの間、宗教法人の厚生年金問題に棚上げとすることの合意を得ております。

## 定例講演会のご案内

日時：2019年9月30日（月）午後6時から

会場：日本基督教団キリスト教会館 4階会議室 東京都新宿区西早稲田2-3-18

### テーマ「天皇代替わりに際して — 改めて天皇制を考える」

講師は かみなか さかえ 上中 栄先生（日本ホーリネス教団 元住吉キリスト教会 牧師）

\* 事前の参加申込は必要ありません。どなたでもご参加ください。

## 総会講演会 #ピースメーカーズ

### 武力によらない平和を作る戦いについて



2019年4月22日、日本キリスト教連合会総会の講演会に、立憲民主党の衆議院議員、山川百合子氏をお迎えしました（日本アッセンブリーズ・オブ・ゴッド教団草加神召キリスト教会員）。「隔ての壁」を超える政治を目指して「武力によらない平和をつくる」にはどうしたらよいのか、「#ピースメーカーズ」を掲げながら、ご夫妻で取り組むその苦闘と喜びを聞かせていただきました。



# 日本キリスト教連合会

# News



## 日本キリスト教連合会としての取り組み

多くの懸念材料のある中で、信教の自由と平和を守るため、何よりも主の栄光が現されるため、活動します。

21世紀がこんなにもたいへんな時代になるとは、想像もできませんでした。被造物のすべてが共にうめき、苦しんでいるのを日々目の当たりにしています。現代にあって、平和を実現する教会となるために、互いに心を合わせ、祈りを合わせたいと思います。

## 2019年10月23日～25日 法人事務・会計実務研修会を開催

新たな講師陣が加わって、さらに充実した学びが続けられています。法人事務、会計実

務の実践的な研鑽の機会です。紅葉の美しい箱根で、ごいっしょに学びましょう。

### 編集後記

会報の発行が大幅に遅れましたことを、まずお詫び申し上げます。

昨年の定例講演会は、戒能信生先生から「天皇の生前退位」に見られる天皇制の課題について語っていただきました。タイムリーな学

びとなりました。櫻井園郎先生には「厚生年金加入問題」についてご寄稿いただきました。私たちがなぜ宗教学者の加入問題にこだわるのか、改めて理解を深めることができました。定例講演会は貴重な情報共有の機会です。ぜひご参加ください。（編集担当 矢木良雄）

### ●日本キリスト教連合会役員（2019年度）

- 委員長 石橋秀雄（日本基督教団）
- 副委員長 道家紀一（日本基督教団）
- 常任委員 久保公平（日本バプテスト連盟）
- 滝田浩之（日本福音ルーテル教会）
- 矢萩新一（日本聖公会）
- 広瀬 薫（日本同盟基督教団）
- 本田勝宏（日本アッセンブリーズ・オブ・ゴッド教団）
- 大水文隆（カトリック中央協議会）
- 矢木良雄（イムマヌエル綜合伝道団）

\*日本キリスト教連合会へのお問い合わせは169-0051 東京都新宿区西早稲田2-3-18 日本基督教団内「日本キリスト教連合会」へ。

### ▼日本キリスト教連合会の活動

- ・年6回の常任委員会  
4月、5月、7月、9月、11月、2月(変更あり)
- ・年2回の定例会(2月と9月に開催)
- ・法人事務・会計実務研修会(秋に開催します)
- ・「会報」を随時発行し、情報をお届けします

